

多摩ニュータウン環境組合格約の一部を改正する規約

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

多摩ニュータウン環境組合規約の一部を改正する規約

多摩ニュータウン環境組合規約（平成5年4月1日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前					備考	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）						
市名	処理区域	市名	処理区域					
八王子市	下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鑑水、鑑水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目、北野台一丁目、北野台二丁目、北野台三丁目、北野台四丁目、北野台五丁目、長沼町、絹ヶ丘一丁目、絹ヶ丘二丁目及び絹ヶ丘三丁目	八王子市	<u>下柚木二丁目</u>	<u>下柚木三丁目</u>	<u>上柚木二丁目</u>	<u>上柚木三丁目</u>	<u>南大沢一丁目</u>	
			<u>南大沢二丁目</u>	<u>南大沢三丁目</u>	<u>南大沢四丁目</u>	<u>南大沢五丁目</u>	松木	
			<u>別所一丁目</u>	<u>別所二丁目</u>	<u>堀之内二丁目</u>	<u>堀之内三丁目</u>	東中野	
			大塚	鹿島	松が谷			
			下柚木 都道府中相模原線の以南部					
			上柚木 都道府中相模原線（上柚木1129番1から上柚木1160番2を經過し、上柚木117番3まで）の以南部					
			鑑水 都道府中相模原線（鑑水4番1から鑑水28番1を經過し、鑑水1630番1まで）の以南部					
			鑑水二丁目 一般国道16号の以東部					
			越野 越野254番を起点とし、越野292番を經過し、越野14番15を終点とする道路、八王子市道由木251号線及び八王子市道由木97号線（越野2番1から越野2番5まで）の以南部					
			堀之内 八王子都市計画道路3・4・32号堀之内線（堀之内1376番6から堀之内1240番まで）及び都道相模原立川線（堀之内934番4から堀之内1991番まで）の以東部					
町田市	小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、小山ヶ丘三丁目、小山ヶ丘四丁目、小山ヶ丘五丁目、小山ヶ丘六丁目、小山町字32号、大蔵町、真光寺町、真光寺一丁目、真光寺二丁目、真光寺三丁目、広袴町、広袴一丁目、広袴二丁目、広袴三丁目、広袴四丁目、鶴川二丁目11番、鶴川二丁目14番（鶴川団地に限る。）、鶴川二丁目15番、鶴川五丁目1番から4番まで、鶴川五丁目6番、鶴川六丁目7番（鶴川団地に限る。）及び鶴川六丁目8番から9番まで	町田市	<u>小山ヶ丘一丁目</u>	<u>小山ヶ丘二丁目</u>	<u>小山ヶ丘三丁目</u>	<u>小山ヶ丘四丁目</u>	<u>小山ヶ丘五丁目</u>	
			<u>小山ヶ丘六丁目</u>					
			小山町 字32号					
多摩市	全域	多摩市	全域					

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。